



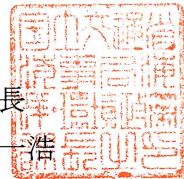
国海環第57号

平成29年8月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵



「原動機の放出量確認等業務要領」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措
置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方
法」の一部改正について

標記について、別添のとおり制定することと致しましたので、ご了知頂きますよ
うお願ひ致します。また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願ひ致
します。



「原動機の放出量確認等業務要領」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」の一部改正について

1. 背景

2016 年 4 月の IMO 第 69 回海洋環境保護委員会(MEPC69)において、ガス燃料原動機及び二元燃料原動機の試験要件に関する NOx テクニカルコード 2008*の改正が決議 MEPC.272(69)として採択されたところ、国内法令に取り込むために「原動機の放出量確認等業務要領」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」の一部改正を行う。

*船用ディーゼル機関が MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則の NOx 放出基準値に適合するように、その試験、検査及び認証に関する要件を定めている。

2. 改正の概要

(1) ガス燃料原動機の試験要件の取り入れ

○原動機の放出量確認等業務要領

- ・原動機の定義の改正
- ・シリーズで製造される原動機の審査要件の改正
- ・原動機取扱手引書の標準様式の改正
- ・代表原動機の試験報告書の改正
- ・排気ガス成分の計測に使用する分析器の要件の改正
- ・排気ガス流量計算に使用する計算式の改正
- ・パラメータチェック方法の改正

○原動機の放出量確認等業務要領」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手

引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法

- ・原動機の定義の改正

- ・原動機の出力等の計測要件の改正

(2) その他所要の改正

○原動機の放出量確認等業務要領

3. 施行日

平成29年9月1日

(適用対象：MARPOL 附属書 VI 規則 13 の適用を受ける船舶に平成29年9月1日以降に搭載される 130kW を超える出力の船用ディーゼル機関)